

鳥取県衛生管理構築支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県衛生管理構築支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項に基づく許可取得のために、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条に規定される水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業の営業者が施設及び設備の整備をする場合、その経費の一部を助成することにより食品衛生管理の体制構築を推進させることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
 - 3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までの間とする。
 - 4 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている事業については、補助対象としないものとする。
 - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(交付決定をしない場合)

- 第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度（県の会計年度による。第10条を除き、以下同じ。）の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の構造物、機械及び装置、備品及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第5号により申請するものとする。

4 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(交付決定の取り消し等)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に係わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要綱に基づく処分等に違反したとき。

(3) 補助事業完了後3か月以内に、法第55条第1項に基づく許可を取得しなかったとき。

(4) 補助事業完了後に食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第3項第1号に基づく衛生管理計画及び同条同項第2号に基づく手順書に従った衛生管理の実施を確認できなかったとき。

(5) 補助金の交付決定後、本補助金交付を受けた施設において、5年以内に法第59条から第61条のいずれかの行政処分を受けたとき。

(6) 補助金の交付決定後、本補助金交付を受けた施設において、5年以内に法第55条第1項に基づく許可を取り消されたとき。

2 前項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して15日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月31日に施行し、同年4月1日から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
衛生管理体制構築のため、施設設備の整備に必要な事業	政令第35条に規定される水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業の業者のうち、次のいずれにも該当する者 ①食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）第9条に基づく経過措置が適用される者（令和3年5月31日以前から営業している者に限る） ②補助事業終了後3か月以内に法第55条第1項に基づく許可の取得、並びに衛生管理計画及び手順書に基づく衛生管理をする者	鳥取県食品衛生条例第4条第1項に規定する別表1に定める営業施設の基準に適合させるために必要と認められる次の経費（法第55条第1項（平成30年の法改正前においては法第52条第1項）に基づく許可（業種は問わない）を取得した施設に係るものを除く。） ①構造物の改良に要する経費 ②機械及び装置の購入に要する経費 ③器具及び備品の購入に要する経費	1 / 2	50万円	①本補助金の増額を伴う変更 ②交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更 ③事業の目的、場所、施設の仕様、実施内容、用途変更など事業の基本部分に関わる変更
<p>※特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費については、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。 補助対象経費に係る委託及び工事請負を発注する場合は、県がやむを得ないと認める場合を除き、県内事業者が発注すること。 					

様式第1号（第4条関係）

鳥取県衛生管理構築支援補助金事業計画（報告）書

1 事業（計画）の内容

(1) 改修等を行う施設情報

施設住所

許可業種（該当するものに○）

水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業
製造品目

(2) 許可取得のために講じる措置

（改修、設置、購入等により、何がどう変わるかも具体的に記載すること。）

(3) 補助事業（予定）の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 営業許可の取得（予定）時期 年 月 日

2 事業費の内訳

（単位：円）

事業の概要	事業費及び算定基礎	摘要
計		

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問合せ先

注1) 他の補助金の活用の有無について（現在活用中のもの、又は今後活用予定のものを全て）、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 県内事業者への発注が困難である理由（県外事業者へ発注する場合）

5 事業実績写真（実績報告書に限り添付）

注：事業実績が把握できるよう、前後の写真を添付すること。

6 衛生管理計画及び手順書（実績報告書に限り添付）

7 その他

鳥取県衛生管理構築支援補助金事業収支予算（決算）書

1 収入 （単位：円）

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2 支出 （単位：円）

経費区分	経費内訳	発注先・所在地	補助事業に要する経費	補助対象経費
合計				

- 注) 1 必要に応じて、本様式の各欄の枠を大きくしたり、別紙を作成するなどしてください。
- 2 「経費区分」欄は別表の3「補助対象経費」の①から③を記載してください。
- 3 補助対象経費について、外部に発注した（予定）場合は、「発注先・所在地」欄に必ず記載してください。
- 4 「補助事業に要する経費」欄には消費税及び地方消費税込の金額、「補助対象経費」欄には消費税及び地方消費税抜きの額を記載してください。

様

鳥取県知事 氏 名



年度鳥取県衛生管理構築支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県衛生管理構築支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について鳥取県衛生管理構築支援補助金交付要綱（令和5年3月31日付第202200313383号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

年度鳥取県衛生管理構築支援補助金取得財産処分承認申請書

年度鳥取県衛生管理構築支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県衛生管理構築支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

取得財産の品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の方法	
処分の理由	